

(3) 所得者別青色申告者

階 級 区 分	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	2,758	53	628	3,439
100 〃	5,820	163	1,220	7,203
150 〃	14,945	737	4,711	20,393
200 〃	17,940	1,189	6,899	26,028
250 〃	18,352	1,291	8,203	27,846
300 〃	17,018	1,504	8,392	26,914
400 〃	25,712	2,544	15,956	44,212
500 〃	15,435	1,710	13,471	30,616
600 〃	8,630	1,023	10,995	20,648
700 〃	4,759	590	8,817	14,166
800 〃	2,967	314	7,198	10,479
1,000 〃	3,195	323	10,301	13,819
1,200 〃	1,485	106	6,499	8,090
1,500 〃	1,443	75	6,123	7,641
2,000 〃	1,650	31	5,422	7,103
3,000 〃	1,609	17	4,509	6,135
5,000 〃	1,267	6	2,808	4,081
5,000万 円 超	669	3	1,484	2,156
合 計	※ 145,654	※ 11,679	※ 123,636	※ 280,969

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 所得者別青色申告者の累年比較

年 分	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			計		
	人 員	左のうち 青色 申告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色 申告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色 申告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色 申告者	青色申 告者の 割合
平成9年分	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
	354,720	189,453	53.4	29,887	13,096	43.8	752,490	118,452	15.7	1,137,097	321,001	28.2
10	219,296	120,770	55.1	22,960	10,973	47.8	604,933	106,050	17.5	847,189	237,793	28.1
11	293,137	154,101	52.6	27,901	12,597	45.1	703,005	115,852	16.5	1,024,043	282,550	27.6
12	288,847	153,715	53.2	23,202	11,350	48.9	698,031	120,408	17.2	1,010,080	285,473	28.3
13	271,177	145,654	53.7	21,976	11,679	53.1	695,298	123,636	17.8	988,451	280,969	28.4

(注) 「2-1 課税状況 (1)本年分の課税状況」の人員により青色申告者の割合を算出した。